

令和2年度 第2回 豊田市社会福祉審議会 障がい者専門分科会 会議録

日 時 令和2年10月16日(金) 15:00～17:00

場 所 豊田市役所 南庁舎 南52会議室

出席者(委員) ※敬称略

田中 和彦(専門分科会長)、中田 繁美(副分科会長)、
谷川 博伸、山田 雄三、神野 佳一、若子 理恵、鷺津 さとみ、
柏本 知成、小松 真一、棚橋 利之、加藤 久雄、岩月 富士雄、
山田 法子、出口 咲織 14名

欠席者(委員) ※敬称略

菅沼 正司、武田 華、溝口 克治

- 1 開会
- 2 福祉部長あいさつ
- 3 専門分科会長あいさつ
- 4 議事

協議事項1 (仮) 第5次豊田市障がい者ライフサポートプランの策定について

事務局 (資料に基づき説明)

- 鷺津委員
- ・ 当法人は医療と福祉の両面の機能を兼ね備えていて、精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築については、院内で実現できる体制があるが、その支援の中での問題点をお伝えする。
 - ・ 成年後見人がついている方に対して、グループホームの入居の面談をしたが、契約行為の中で成年後見人では「できること」と「できないこと」がある。
 - ・ 例えば、身元保証人、身元引受人、連帯保証人、など似たような言葉で契約を交わしていく際に、成年後見人では手続きができないことがあった。
 - ・ 今でこそ、成年後見センターが充実して契約が進んできているが、10年以上前は身元保証サービスに頼っていた。
 - ・ 現在は、成年後見制度によって様々なことができるようになってきた

が、未だ制度に隙間があり、転居が進まないことがあった。

- ・ 法律上で対応できる範囲が定められているため、成年後見人だけでは解決しないことがあることを行政も認識し、そのためにどうしたらいいのかというのを課題として捉えていただきたい。
- 事務局
- ・ 本計画は、精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築のほかに、重層的支援体制の整備を重点施策として掲げていて、狭間の支援などの取組を進めていきたいと考えている。
 - ・ どういう状況の時に、成年後見人では契約行為ができなかったかを、具体的に教えていただきたい。
- 福祉総合相談課
- ・ 成年後見人がついていない場合に、入所・入院できる環境整備については、市としても課題として捉えている。
 - ・ 成年後見制度利用促進計画の中で、「身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備」を重点取組として設定している。
 - ・ 今年度、入所施設や医療機関に実態調査を行っており、その中で具体的な課題を把握していく。
- 山田委員
- ・ 昨年度から、家族会で電話相談を始めたが、他の家庭の相談を聞くことで自分自身も元気になることができ非常に良かった。
 - ・ 資料の中にある「24 時間の相談体制」は、どの障がいにも重要な取組である。
 - ・ 構想だけでなく、具体的に実施までつなげていただきたい。
- 事務局
- ・ 24 時間の相談体制については、自立支援協議会や入所施設と検討を進めている。
 - ・ 本市では、地域の相談支援から、常時の相談支援が必要な人を事前に把握・登録し、必要な相談支援を提供できる体制の検討を進めている。
- 小松委員
- ・ 知的障がいはないが、常時酸素吸引器を付けている障がい児が増えてきている。
 - ・ 今まで、豊田市では、人工呼吸器をつけていると我々の法人で受け入れるという流れが多かったが、他市では、一般の放課後等デイサービスに看護師を配置して加算をとって受け入れている事例がある。
 - ・ 現状、豊田市内の一般の放課後等デイサービスで看護師を配置して医療的ケアが必要な障がい児を受け入れている事業所はないと思う。
 - ・ 今後は、一般の放課後等デイサービスにも看護師を配置していかないと、我々だけでは抱えきれない。
 - ・ このままだと、行動障がいがあって医療ケアがある障がい児と寝たきりの障がい児が同じ部屋で受け入れなければならない事態が生じてしまう。インクルーシブも大事だが、安全も大事。
 - ・ 一般の放課後等デイサービスでも、医療的ケアが必要な障がい児が受け

- 入れられる体制が必要だと感じる。
- 事務局
- ・ 一般の放課後等デイサービスについては、現状、看護師配置が進んでいない状況である。
 - ・ 配置が進まないのは、国の加算では給付費が足りないからなのか、それとも看護師の確保が難しいからなのか、その他の理由があるのか、その理由について分析し、市としてやるべきことがあれば、検討していきたい。
- 岩月委員
- ・ 施策分野9「生涯活躍」について、現在、豊田市身障協会が市から委託を受けて「障がい者スポーツ・教養教室」を実施しているが、身体障がい者以外の方との繋がりが薄い。
 - ・ 他の障がいの方との繋がりをもっと増やし、障がい者全体の社会参加を進めていきたい。
- 事務局
- ・ 周知方法や講座内容の見直しを行い、より多くの障がい者の方に参加いただけるようにしていきたい。
- 岩月委員
- ・ 障がい者のスポーツに関しては、昔は身体障がい者向けの取組だった。
 - ・ スポーツ指導員についても、昔は身体障がい者スポーツ指導員であったが、制度が変わり、障がい者スポーツ指導員と名称が変更され、他の障がいについても学んできている。
- 田中会長
- ・ 障がい者スポーツは、近年、様々な分野で広がってきている。
 - ・ アスリート養成ではなく、スポーツ文化の醸成として、身障協会と協働して取組を進めてもらいたい。
- 柏本委員
- ・ 令和元年度の一般就労実績は64人であり、豊田市には10事業所の就労移行支援事業所があるため、平均すると1事業所あたり6.4人で全国平均を上回っている。
 - ・ ただし、その内、52名が当法人で運営している就労移行支援事業所における実績であり、事業所によって偏りがある。
 - ・ 障がい者の一般就労の課題となっていることとして3点を伝える。
 - ・ 1点目は、雇用する企業側に障がい者に対する偏見があるということ。
 - ・ 2点目は、障がい者を雇用するメリットとして助成金はあるが、それよりもデメリットや雇用するおそれが多いと企業側が感じていること。
 - ・ 3点目は、就労移行支援事業所は就職させればさせるほど、新たな利用者を獲得しなければ、売上げが下がってしまうリスクを抱えていること。
 - ・ 企業に対する啓発活動や障がい者雇用のメリットを厚くすること、就労移行支援事業所に対して就労を促進させるためのフォローを進めていただきたい。
- 事務局
- ・ 他の就労移行支援事業所に対して、実績の高い事業所のノウハウを伝え

- る場を検討していきたい。
- ・ 企業への啓蒙活動や障がい者雇用に関することについて、棚橋委員から意見をいただきたい。
- 棚橋委員
- ・ 今年は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、雇用調整助成金の申請の対応が多く、ようやく収まってきた。
 - ・ 9月末くらいから、会社から障がい者を雇いたいという相談が入るようになってきている。
 - ・ 今後は、雇用率の達成をしていない事業所を訪問していく。
 - ・ 経済活動の再開に伴い、事業所訪問も増やしていき、企業に対しても指導・周知を行っていきたい。
- 神野委員
- ・ 防災について、障がい者が避難する場所がないという声がある。
 - ・ 新型コロナウイルスの拡大もあって、当事者はさらに不安であり、安心して避難できる場所を確保してほしい。
 - ・ また、BCPの策定率も低いため、今後、進めていってほしい。
 - ・ それぞれが知恵を出し合って進めていくことが重要。
- 福祉総合相談課
- ・ 災害時の支援について、事業所がいち早く復旧していくことも重要であるが、自助意識の醸成も重要となっているため、現在、自助意識向上のためにパンフレット作成やワークショップの開催を考えている。
- 若子委員
- ・ 3点ほど意見
 - ・ 1つ目は、啓発活動について。
 - ・ 現在の啓発活動は、「自分たちとは違う障がい者のことを分かって」という段階だと思うが、障がい者のボランティアに参加してみるとか、福祉の仕事について知ってみるとか、もう少し積極的に関わる機会の内容も入れてほしい。
 - ・ 2つ目は、各施策で相互的に関わっている部分について、両方に掲載してほしい。
 - ・ 例えば、強度行動障がいについて、支援者の養成は福祉職をイメージすることが多いが、行動制限が必要な場合は、精神医療の力を借りたいと思うことがある。
 - ・ しかし、強度行動障がいの方が入院しようとする、総合病院でも二の足を踏んだり、精神科の病院でも受入れが難しい現状もある。
 - ・ 3つ目は、保育士の研修について。
 - ・ 今年度から一部の事業が始まっているが、思っていたより重度の児童への対応が必要であった。
 - ・ 知的障がいの児童については、ほぼ全園で統合保育がされているが、医療的ケアや重症心身障がいの児童に対する受入れはとても難しい。
 - ・ 保育士に対する技術的な不安やプレッシャーの解消は簡単ではない。

- 事務局
 - ・ 計画的に進めることと、マンパワー的な支援も継続的に必要。
 - ・ 啓発に関しては、計画推進懇話会の委員と一緒に地域に出向いて講座を実施している。
 - ・ 現在は、障がいの医学モデルと社会モデルの違いや、地域における障がい者の暮らしなどを伝えている。
 - ・ もう一步踏み込んだ内容との意見であったので、計画推進懇話会の方々に伝え、改善を図っていきたい。
 - ・ 複数の施策にまたがる部分については、事業単位で表していく予定。特に、強度行動障がいについては、医療機関に関する研修も実施する予定である。
 - ・ 医療的ケアや重症心身障がい児の地域こども園の受入れの充実については、これから力を入れていくために重点施策として位置付けた。
 - ・ 今後、医療的ケアが必要であっても統合保育ができるように進めていきたい。
- 田中会長
 - ・ 研修については、単発ではなく体系的なものにしていきたい。
- 山田委員
 - ・ 基幹相談支援センターがずっと検討なのはどうしてなのか。
- 事務局
 - ・ 現在は、基幹的機能が備わった相談支援事業として、豊田市を4つのブロックに分けてブロックごとに地域支援を実施している。
 - ・ ただ、豊田市全体を統括する基幹相談支援センターはないのが現状であり、市としては課題として捉えている。
 - ・ 基幹相談支援センターを設置するにあたっては、スキルの高い人材の確保や複数の相談員の配置が課題となっている。

協議事項2（仮）コミュニケーション手段の利用促進に関する条例の制定について

- 事務局
 - （資料に基づき説明）
- 神野委員
 - ・ 条文案の「障害」の「害」の字が漢字であるが、豊田市はひらがな表記が正しいのではないか。
- 事務局
 - ・ 「豊田市障害の表記方法の特例を定める条例」において、害の字は原則ひらがな表記を用いるが、条文については、害は漢字で表記することが市のルールによって定められている。
 - ・ そのため、概要資料はひらがなで「障がい」と表記し、条文案は漢字で「障害」と表記している。
- 小松委員
 - ・ 条例名がコミュニケーションから意思疎通に変わった経緯は。
- 事務局
 - ・ 外来語を日本語表記に変えて伝わりやすいようにした。
 - ・ また、愛知県は障がいに関するコミュニケーションの条例と手話言語条例で分けている。

- ・勘違いを招かないように、豊田市は相互理解と意思疎通と広く捉えていくために、意思疎通と表現を改めた。
- 田中会長
- ・資料の中でアクションプランと行動計画で表記が混ざっているが、同じものか。
- 事務局
- ・そのとおり。表記を修正する。
- 出口委員
- ・前文中に、「必要がある」という言葉が繰り返される部分があるが、別の表記に変えた方がすっきりする印象がある。
 - ・また、「とりわけ、手話は音声言語とは異なる独自の文法体系を持つ言語であることが広く知られているとはいえないため」とあるが、広く知られればいいのかと捉えられてしまう可能性がある。
 - ・その部分は、「とりわけ、手話は音声言語とは異なる独自の文法体系を持つ言語であるため、手話言語の理解を進めていく必要がある。」のがいいと思うが、あえて「広く知られているとはいえないため」と表記した理由はあるのか。
- 事務局
- ・表記については、今後、市の法務的組織（政策法務委員会）において協議し、整理をしていく。
 - ・条例の制定の背景として、ろう者から、「手話は言語であるということは障がい者基本法に記載があるが、法律に記載があっても知られていないため、自治体で手話言語条例をつくってほしい」という声があった。
 - ・そのため、「広く知られているとはいえないため」と表記している。
- 田中会長
- ・この条例については、聴覚障がい者や視覚障がいなど障がい者のコミュニケーションの問題に対しての条例として、この分科会で協議をしてきたが、制定のプロセスの中で、外国人や高齢者、子どもなど対象者が広がってきたが、他の会議体に諮ってきているのか。
 - ・諮ってきたのであれば、どんな意見がでているのか。
- 事務局
- ・外国人の関係では「地球市民会議」に諮っている。その中では、やさしい日本語を使い、振り仮名があると嬉しいという意見をいただいた。
 - ・その他に、「豊田市社会福祉審議会高齢者専門分科会」、「豊田市高齢者クラブ連合会」、「豊田市区長会」等に意見を聞いている。
 - ・その中では、地域の方々と一緒に進めていく中で、相互理解と意思疎通の円滑化は重要だという意見をいただいた。
 - ・子どもに関しては「子どもにやさしいまちづくり推進会議」に意見を聞いている。
 - ・この障がい者専門分科会においては、引き続き、障がい者の視点で協議をしていただきたい。
- 田中会長
- ・条例の性格が広がってくる中で、「コミュニケーション」から「相互理解」と変わり、手段的なことではなくなってきた。

- ・ 内容も重層的な構成になってくると思うので、しっかりと整理をして進めていただきたい。

16時45分 会議終了